

身体拘束等適正化のための指針

医療法人やわらぎ
身体拘束等適正化のための指針

第1条 目的

本指針は、医療法人やわらぎ（以下、法人という）が、施設及びグループホーム、サービス付き高齢者住宅の入居者及び入所者、入院患者（以下、利用者等という）に対し、各事業所で適正な看護、介護、リハビリ（以下、ケア等という）を目的として定めるものであり、法人の各事業所職員は本指針に沿って適正なケア等を行わなければならない。

第2条 理念

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当法人では利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

利用者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケア等の提供をすることが原則であるが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

ア. 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」の判断を行う場合は、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体は危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護介護方法がないこと。

「非代替性」の判断を行う場合は、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずにケア等を行うすべての方法の可能性を検討し、利用者等本人の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、高速の方法自体も、利用者等の状態に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

ウ. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」の判断を行う場合には、利用者等の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

第3条 身体拘束適正化委員会の設置

(1) 当法人では身体拘束を適正化することを目的として、「身体拘束適正化委員会」（虐待防止委員会と兼ねる）を設置する。

(2) 身体拘束適正化委員会は月に1回、定期で開催する。但し、緊急の場合には臨時に開催することは妨げない。

(3) 身体拘束適正化委員会は、次のことを検討する。

ア. 身体拘束に関する規定及びマニュアルの見直し。

イ. 法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。

ウ. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。

エ. 身体拘束を実施した場合の介助の検討。

オ. 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導。

カ. 日常的ケアを見直し、人として尊厳のあるケアが実施されているかの検討。

(4) 身体拘束適正化委員会の構成

委員会の構成は、当法人の各事業所の専門職が代表して委員を務め、医師は委員会の長を務めその代表とする。

- ① 医師部門（院長、施設長 等）
- ② 事務部門（本部長、事務長、事務員 等）
- ③ 看護部門（看護師）
- ④ 介護部門（介護福祉士）
- ⑤ 相談部門（支援相談員、介護支援専門員）
- ⑥ リハビリ部門（理学療法士、作業療法士）

第4条 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

ア. 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。

カ. 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
（その他具体的な例）
- シ. おむつやパッドの不必要な2枚重ね使用。
- ス. 動くな、立つな等のスピーチロック（言葉による拘束）。
- セ. 不必要かつ過剰なセンサーコールの設置。

第5条 身体拘束の報告及び実施時の対応

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として第4条に該当することが予測できかつ緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、「身体拘束廃止フローチャート」の手順に従って実施し、その状況について報告する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認する。カンファレンスで確認した内容を身体拘束廃止委員会に報告し、身体拘束を行う選択した場合は、拘束の内容、目的、理由、時間、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けされており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際には提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録を身体拘束廃止委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合には、本人、家族等に報告する。

第6条 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針の利用者等に対する閲覧については、当法人の各施設・事業所にて掲示し全ての関係者閲覧可能とする。

第7条 身体拘束適正化のための職員研修

当法人の利用者等に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

- ・ 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ・ 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施

第8条 その他

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い共有認識を持ち拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

- ・ マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか。
- ・ 認知症高齢者であるということで安易に身体拘束をしていないか。
- ・ 転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか。
- ・ サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務である。

《添付資料》

- ・ 身体拘束ゼロマニュアル
- ・ 身体拘束廃止フローチャート
- ・ 身体拘束廃止計画書
- ・ 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書
- ・ 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録
- ・ 身体拘束に関する経過記録

附 則

この指針は、令和元年4月1日から施行する。

この指針は、令和4年4月1日より改正する。

この指針は、令和5年4月1日より改正する。